

I 調査の概要及び利用上の注意

1 調査の概要

茨城県常住人口調査は、国勢調査の間における市町村ごとの人口及び世帯数の移動状況を明らかにするため、毎月市町村から報告を得て推計している。

この報告書は、このうち平成 24 年の結果について取りまとめたものである。

(1) 推計方法

この調査は、国勢調査による人口及び世帯数を基礎とし、これに毎月の住民基本台帳及び外国人登録原票の登録増減数（平成 24 年 7 月 9 日以降は住民基本台帳による登録増減数）を加えて推計している。

(2) 集計事項及び公表体系

[刊行物として公表するもの]

周 期	刊 行 物 名	集 計 事 項
毎 月 (1 日現在)	「茨城県の人口と世帯（推計）」 (月報)	1 毎月 1 日現在市町村別世帯数 2 毎月 1 日現在市町村及び男女別人口 3 前月中の市町村別人口動態 (人口増加，出生，死亡，転入及び転出者数)
毎 年 (暦年)	「茨城県の人口 －茨城県常住人口調査結果報告書－」 (年報)	本書目次の「Ⅲ統計表」欄を参照されたい。

[閲覧により公表するもの]

周 期	公 表 内 容	集 計 事 項
毎 月	月別集計に関するもの	1 従前の住所地（県内市町村，都道府県）別転入者数 2 転出先の住所地（県内市町村，都道府県）別転出者数 3 年齢（5 歳階級，4 階層）別移動状況 (出生，死亡，転入，転出者数)
四半期毎	年齢別人口に関するもの	年齢各歳別人口（各歳は 0～99 歳まで表章）

2 利用上の注意

平成 22 年 10 月 1 日現在で国勢調査が実施され、その結果（確定値）が総務省から公表（平成 23 年 10 月 27 日総務省告示第 458 号）されたため、茨城県常住人口調査規則（昭和 45 年茨城県規則第 28 号）第 8 条の規定に基づき、平成 22 年 10 月 1 日現在の人口及び世帯数は国勢調査結果（確定値）の数値を用いている。従って、平成 22 年 11 月 1 日以後の人口及び世帯数の数値は、平成 22 年国勢調査結果（確定値）が基礎となっている。

なお、人口動態に関する数値については、昭和 55 年以前は外国人を含めず別掲しているが、昭和 56 年以降はそれぞれの動態に含めてある。

(1) 用語の説明

- ア 出生者…市町村長が出生届又は出生の通知により住民票に記載した者及び外国人登録法に基づく出生の届出により登録申請を受け登録原票に記載した者。
- イ 死亡者…市町村長が死亡届又は死亡の通知により住民票から削除した者及び外国人登録法に基づく死亡の届出により外国人登録証明書が返納された者。
- ウ 転入者…市町村長が住民基本台帳法に基づく転入届により住民票に記載した者及び同法に基づき職権で住民票に記載した者並びに外国人登録法に基づく居住地変更登録申請により登録証明書に住所を記入した者及び入国の届出により外国人登録原票に記載した者。
- エ 転出者…市町村長が住民基本台帳法に基づく転出届により住民票から削除した者及び同法に基づき職権により住民票から削除した者並びに外国人登録法に基づく居住地変更登録申請により新住所地の市町村長に登録原票を送付した者及び外国人出入国通知書に記載された者。

注) 平成 24 年 7 月 9 日に外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の廃止及び住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部改正により、外国人登録原票が廃止され、住民基本台帳の記録の対象となったため、それ以降の外国人は住民基本台帳による。

オ 増減数及び増減率等の算出方法

$$\begin{aligned} \text{人口増減数} &= \text{自然増減数} + \text{社会増減数} \\ \text{人口増減率}(\%) &= \frac{\text{人口増減数}}{24\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 100 \\ \text{世帯数増減率}(\%) &= \frac{\text{世帯数増減数}}{24\text{年}1\text{月}1\text{日現在世帯数}} \times 100 \\ \text{性 比} &= \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100 \\ \text{自然増減数} &= \text{出生者数} - \text{死亡者数} \\ \text{自然増減率}(\%) &= \frac{\text{自然増減数}}{24\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 100 \\ \text{出生率}(\%) &= \frac{\text{出生者数}}{24\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 1,000 \\ \text{死亡率}(\%) &= \frac{\text{死亡者数}}{24\text{年}1\text{月}1\text{日現在人口}} \times 1,000 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{社会増減数} &= \text{転入者数} - \text{転出者数} \\ \text{社会増減率}(\%) &= \frac{\text{社会増減数}}{\text{24年1月1日現在人口}} \times 100 \\ \text{移動数} &= \text{転入者数} + \text{転出者数} \\ \text{移動率}(\%) &= \frac{\text{移動数}}{\text{24年1月1日現在人口}} \times 100 \end{aligned}$$

注) 比率が相互に一致しない場合があるのは四捨五入によるものである。

(2) 社会増減の推計方法

県の社会増減の推計方法には二つの方法がある。一つは、県内市町村間の転入、転出者数には差し引き増減がないものとして取り扱い、他県との間の転入、転出者数との差のみを捉えて県人口を計算する方法である(下記Aによる方法)。総務省統計局などではこの方法を採用しているが、この方法では県内市町村間の転入、転出は同数として把握することとなり、現実には転入及び転出届のずれなどがあるため、市町村別人口の積み上げ数字が県人口と一致しなくなる。

もう一つは、県人口を市町村別人口の合計と一致させるため、市町村別増減数を積み上げて計算する方法である。(下記Bによる方法)。茨城県常住人口調査ではこの方法を採用している。

A 県社会増減数 = 県外からの転入者数 - 県外への転出者数

B 県社会増減数 = Σ (市町村別増減数 = 市町村外からの転入者数 - 市町村外への転出者数)

(3) 住民基本台帳による人口及び世帯数との相違

常住人口調査による人口及び世帯数との相違としては、第1に常住人口調査による人口及び世帯数が、基礎としている国勢調査に準拠し外国人を含む総人口であるのに対し、住民基本台帳による人口及び世帯数は日本人のみである。

第2に国勢調査では、3か月以上そこに住んでいるか又は住むことになっている人を調査の対象としているのに対し、住民基本台帳人口は、あくまでも台帳に記載されている人の数を対象としている。従って、3か月以上入院している人の扱いの違いや、記載地と実際の住所地が必ずしも一致していない場合があり、実態としては若干異なる結果となっている。

また、国勢調査では昭和55年から会社等の寮は1人1世帯とし、学生寮や施設などについては1棟1世帯としているのに対し、住民基本台帳では全て1人1世帯としているなど、世帯数の取り扱いについても若干異なっている。常住人口調査では国勢調査結果を基準に、その後の住民基本台帳等における移動を加減して推計しているので、利用にあたっては留意されたい。

(4) 人口動態統計による出生数及び死亡者数との相違

人口動態統計(茨城県保健福祉部所管)では、出生及び死亡者数について、当該年の1月1日から翌年1月14日までに届け出られたもののうち当該年に発生した数を取りまとめる、いわゆる発生主義をとっているのに対し、常住人口調査では早期集計の立場から、当該年(月)中に届出のあったものをその年(月)の数とするいわゆる届出主義をとっている。発生日と届出日のずれなどから両者の数は一致しない。

(5) 使用記号

—	数値が0であるもの
0.0, 0.00	該当数値が掲載単位未満
…	不詳
△	負数
*	該当数値のないもの

(6) 県内地域区分

	平成 24 年 10 月 1 日現在						
県北地域	日立市	常陸太田市	高萩市	北茨城市	ひたちなか市	常陸大宮市	
	那珂市	那珂郡	久慈郡				
県央地域	水戸市	笠間市	小美玉市	東茨城郡			
鹿行地域	鹿嶋市	潮来市	神栖市	行方市	銚田市		
県南地域	土浦市	石岡市	龍ヶ崎市	取手市	牛久市	つくば市	守谷市
	稲敷市	かすみがうら市	つくばみらい市	稲敷郡	北相馬郡		
県西地域	古河市	結城市	下妻市	常総市	筑西市	坂東市	桜川市
	猿島郡						結城郡